平成２５年（フ）第６６号
静岡市駿河区宮本町２番22号
破産者　寺田嘉一郎
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０号
静岡県沼津市青野206番地　ブルーシャンＡ101、前住所静岡県沼津市松長811番地の１
破産者　長尾　　駿
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
静岡県三島市大宮町３丁目９番３号
破産者　石井　尚徳
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
静岡県浜松市中区和合北２丁目６番37号　ライブタウン高台Ｂ、変更前の住居表示静岡県浜松市中区和合町192番地の596　ライブタウン高台Ｂ
破産者　望月　武弘
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
静岡県浜松市中区和合北２丁目６番37号　ライブタウン高台Ｂ、変更前の住居表示静岡県浜松市中区和合町192番地の596　ライブタウン高台Ｂ
破産者　望月由美子
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１５４２号
京都市山科区東野南井ノ上町５番地36　サンハイツ201号
破産者　田嶋　　悟
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３６号
京都市右京区西院坤町101番地２
破産者　青山　泰三
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４８２号
奈良県桜井市大字西之宮106番地の２
破産者　井上　久美
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第５１６号
奈良市中町4992番地の４
破産者　奥田畳店こと　奥田　喆雄
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２７１号
長崎県長崎市小江原４丁目42番４―402号、破産手続開始決定時の住所長崎県長崎市音無町５番20号　森アパート１階左
破産者　島崎　修治
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
長崎県長崎市小江原４丁目42番４―402号、破産手続開始決定時の住所長崎県長崎市音無町５番20号　森アパート１階左
破産者　島崎眞佐子
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７１号
熊本市東区若葉３丁目５番20号　栄第二団地ＫＤ20―10、前住所熊本市東区石原１丁目11番38号　コーポ石原Ｃ棟207
破産者　古閑　良三
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１０３号
熊本市東区桜木１丁目13番９号　アップルハウス桜木105
破産者　村上　憲二
1　決定年月日　平成25年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１２１４０号
神奈川県相模原市南区上鶴間本町４丁目８―16グレース相模大野２Ｃ、開始決定時の住所東京都小平市鈴木町１―466―203
破産者　深沢　俊仁
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３７５号
東京都文京区水道２丁目８番３号
破産者　株式会社エスビック
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３７６号
東京都文京区水道２丁目９―８―401
破産者　坂内　正和
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５３６号
神奈川県横浜市西区南浅間町27番地
破産者　株式会社澤口工務店
1　決定年月日　平成25年５月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部